

平成31年2月26日
都市局
まちづくり推進課

民間都市再生事業計画（（仮称）豊洲六丁目4-2,3街区プロジェクト）を認定 ～豊洲の利便性が向上！新たな交通広場、複合施設が誕生～

国土交通省は、平成31年2月26日、都市再生特別措置法の規定に基づき、同年1月31日付けで清水建設株式会社から申請のあった民間都市再生事業計画（（仮称）豊洲六丁目4-2,3街区プロジェクト）について認定しました。

本事業は、東京都心・臨海地域のほぼ中心に位置し、都心と臨海部を結び東京の都市構造上重要な位置を占める豊洲地区において、多様なビジネスニーズに対応する大規模オフィスや、宿泊施設を計画しており、ゆりかもめ市場前駅と連携した交通広場と歩行者ネットワークや水と緑を活かしたオープンスペースを形成することで、魅力的な複合市街地を形成することを目的とします。

事業概要は以下のとおりです（詳細は別紙参照）。

- ・事業者 清水建設株式会社
- ・事業の名称 （仮称）豊洲六丁目4-2,3街区プロジェクト
- ・事業施行期間 2019年2月4日～2021年8月31日（予定）
- ・事業区域 東京都江東区豊洲六丁目9番1の一部
（東京都市計画事業豊洲土地区画整理事業施行地
街区番号4-1 符号豊六9-1（仮換地）の一部）



[参考] 計画の認定を受けた民間事業者に対しては、都市再生特別措置法に基づく特例（金融支援等）、租税特別措置法及び地方税法に基づく税制上の支援措置等が設けられています。

<問い合わせ先>

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 担当：^{おしんべ}忍海邊、松下、横部
電話：03-5253-8111(代表)(内線 32-542, 30-615, 32-544)
03-5253-8127(直通)
FAX：03-5253-1589

民間都市再生事業計画の内容の公表

1. 認定した年月日 平成 31 年 2 月 26 日
2. 申請事業者の名称 清水建設株式会社
3. 都市再生事業の名称 (仮称) 豊洲六丁目 4-2, 3 街区プロジェクト

4. 都市再生事業の目的

本事業は、東京都心・臨海地域のほぼ中心に位置し、都心と臨海部を結び東京の都市構造上重要な位置を占める豊洲地区において、多様なビジネスニーズに対応する大規模オフィスや、宿泊施設を計画しており、ゆりかもめ市場前駅と連携した交通広場と歩行者ネットワークや水と緑を活かしたオープンスペースを形成することで、魅力的な複合市街地を形成することを目的とする。



5. 事業施行期間 2019 年 2 月 4 日 ~
2021 年 8 月 31 日 (予定)

6. 事業区域

- (1) 位置 東京都江東区豊洲六丁目 9 番 1 の一部
(東京都市計画事業豊洲土地区画整理事業施行地
街区番号 4-1 符号豊六 9-1 (仮換地) の一部)
- (2) 面積 24,453.77 m²

7. 建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する事業の概要

(1) 建築物の建築面積等

建築物 番号	階 数	建築面積	延べ面積 (容積対象面積)	敷地面積	延べ面積の 敷地面積に 対する割合	建築面積の 敷地面積に 対する割合
1	地上 12 階 塔屋 1 階	9,390.76 m ²	87,688.25 m ² (76,626.98 m ²)	16,112.42 m ²	475.58%	58.28%
2	地上 14 階 塔屋 1 階	4,870.00 m ²	30,910.00 m ² (27,198.00 m ²)	8,341.35 m ²	326.06%	58.38%
合 計		14,260.76 m ²	118,598.25 m ² (103,824.98 m ²)	24,453.77 m ²		

■ イメージ



■ 周辺状況

